

令和5年度愛媛県電気自動車導入支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 県は、電気自動車の普及拡大の加速化を図るため、中小事業者等が電気自動車を導入する経費に対し、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で、令和5年度愛媛県電気自動車導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 「電気自動車」とは、搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）、又は型式認定を取得している側車付二輪自動車（道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車であって、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第2条第4項に規定する側車付二輪自動車をいう。）、原動機付自転車（道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車であって、市町の条例で付すべき旨を定められている標識を取り付けているものに限る。）、若しくは軽自動車に該当する二輪自動車（道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車であって、道路運送車両法施行規則第二条別表第一において自動車の種別が軽自動車に該当する二輪自動車をいう。）をいう。

ただし、検査済自動車にあつては、電動機が鉛電池によって駆動されるものを除く。

二 「中小事業者等」とは、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第1号、第2号及び第4号から第9号までに規定する中小企業団体並びに同法第5条に規定する中小企業者をいう。

三 「2050年脱炭素社会・アクション宣言登録事業者」とは、2050年脱炭素社会・アクション宣言登録要領に基づき、企業、団体及びグループが、2050年の「脱炭素社会」を目指すことに賛同し、それぞれの立場で「2050年脱炭素社会」に向けた具体的な取組を県へ宣言し、認められた事業者をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助対象事業者は、県内に本社又は事業所を有する中小事業者等とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）に規定する暴力団若しくは暴力団員等又はこれらの者が役員である法人
- (2) 県税に未納がある者

(補助要件)

第4条 補助要件（補助対象事業、補助対象車両及び補助額）は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次の関係書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第1-1号）
- (2) 事業計画書（様式第1-2号）
- (3) 収支予算書（様式第1-3号）
- (4) その他付属資料

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは必要な条件を付して補助金の交付を決定し、当該申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(補助事業の変更承認申請)

第7条 前条第一項の規定により補助金交付の決定を受けた補助対象事業者（以下「補助決定事業者」という。）は、交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更等承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の額の変更（ただし、交付決定額の変更を伴わない20%以内の変更は除く。）
- (2) 補助事業の内容の変更（ただし、補助目的に変更をもたらすものでない軽微な変更は除く。）
- (3) 補助事業の全部若しくは一部の中止又は廃止

2 知事は、前項に規定する変更等承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは必要な条件を付して承認を決定し、補助決定事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助決定事業者は、補助事業が完了したときは、事業の完了した日から起算して30日を経過する日又は令和6年3月15日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第3号）に次の関係書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第3-1号）
- (2) 収支決算書（様式第3-2号）
- (3) 導入状況が分かる書類（写真、車検証等）
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、前条に規定する実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、相当と認められるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令がなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助決定事業者は、補助金精算払請求書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による補助金精算払請求書を受理した場合は、請求を受けた日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第 11 条 知事は、前条の規定にかかわらず、必要と認めるときは、補助金の一部又は全部を概算払することができる。

2 補助決定事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第 5 号）に関係書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第 12 条 知事は、第 7 条第 1 項第 3 号に規定する申請があったとき又は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 法令、規則又は本交付要綱に基づく知事の処分又は指示に違反した場合

(2) 補助金を他の用途に使用した場合

(3) 不正の手段によって補助金の交付を受けた場合

(4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合

(5) 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(6) 補助事業者（その役員を含む。）が、愛媛県暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等に該当することとなった場合

2 前項の規定は、第 9 条第 1 項に規定する補助金の額の確定があった後においても適用する。

3 知事は、第 1 項に規定する取消しをしたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 13 条 知事は、前条第 1 項に規定する取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 知事は、前項の返還を命ずる場合は、前条第 1 項第 5 号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期限に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

（取得財産の管理等）

第 14 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式第 6 号）を備え、管理するとともに、第 8 条第 1 項に規定する実績報告書に添付して提出するものとする。

（取得財産の処分の制限）

第 15 条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

2 規則第 22 条第 2 項ただし書に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められた耐用年数に相当する期間とする。

3 補助事業者は、前項に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分（補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄することをいう。）しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第 8 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

4 知事は、前項の承認に係る財産を処分したことにより補助事業者に入収入があったと認めるときは、補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(補助金の経理等)

第 16 条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後 5 年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 21 日から施行する。

別表 補助要件

補助対象事業	中小事業者等が電気自動車を導入する事業
補助対象車両	初回の登録年月日が令和5年5月8日から令和6年3月15日までの車両であること。
補助額	<p>1台当たり 200,000 円又は該当車両の一般社団法人次世代自動車振興センターが行うクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の額のいずれか低いほうの額とする。</p> <p>ただし、国補助等の他の補助金との合計金額が車両価格を超えない範囲で補助することとする。</p> <p>※本補助金による一事業者当たりの導入台数の上限は10台とし、3台以上導入する場合の対象者は、「2050年脱炭素社会・アクション宣言」登録が条件となる（補助金申請に合わせ、同時に登録申請をした場合も可。）</p>